

＜契約保証金充当有＞

(案)

物 品 売 払 単 価 仮 契 約 書

茅ヶ崎市（以下「売主」という。）と〇〇（以下「買主」という。）とは、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 売主は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を買主に売渡すものとする。

名 称	契約単価（税込）
・ GIGA スクール端末 iPad 第 8 世代等 ・ GIGA スクール端末の付属品	〇,〇〇〇円 (1 台あたり)

（契約単価）

第2条 契約単価は、金〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、売主が確定した台数に前条の契約単価を乗じた金額とする。

（契約保証金及び売買代金の納入）

第4条 買主は、契約保証金として金〈契約単価に処分予定台数18,402台を乗じた金額に100分の10を乗じた金額以上〉円を、この仮契約の締結日までに売主の発行する納入通知書により納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金〈入札保証金額〉円は入札保証金から充当するものとする。

3 買主は、第3条に規定する売買代金から第1項に規定する契約保証金を控除した金〈売買代金-契約保証金額〉円を売主の指定する方法及び期限までに納入しなければならない。

4 契約保証金は、前項に定める金額を完納したときに、売主において売買代金の一部に充当できるものとする。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権移転は、買主が前条に規定する売買代金を完納したときとする。

（売買物件の引き渡し等）

第6条 売買物件の引き渡しは、現状のまま引き渡すものとする。

2 売買物件の引き渡し期間は、第5条に定める所有権移転の日から30日以内とする。

3 買主は第2項で定める引き渡し期間内に売買物件の引取りを行わなければならない。

（費用負担）

第7条 売買物件の引き渡し並びにこの契約の締結等に関する必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 買主は、この契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて、売買物件が売主の責めに帰することのできない事由により、滅失又は毀損した場合は、その台数に応じた金額を減額することができるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買主がこの契約に定める義務を履行しないとき

(2) 買主が次のいずれかに該当するとき

ア 買主が茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号（以下「暴力団等」という。）に該当するとき及び買主（買主が法人等である場合には役員、支店又は営業所の代表者を含む）が同条例7条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者であると認められたとき

イ 買主が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき

2 第1項の規定により、売主が契約を解除した場合は、買主は、第2条に規定する売買代金の10分の1に相当する額を売主に違約金として、売主の指定する期間内に支払わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第11条 買主は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費又はその他の経費があってもこれを売主に請求しないものとする。

(専属的合意管轄)

第12条 売主及び買主は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(信義則)

第13条 売主及び買主は、この契約に当たって、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売主と買主が協議して決定するものとする。

(契約の効力発生)

第15条 この仮契約は、売主がこの契約書について茅ヶ崎市議会の同意を得たときに、本契約としての効力を生ずる。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売主、買主が記名押印して各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

売主 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

買主